

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 27,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 432,466 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	平成29年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	168,659	115,550			5,683	47,426
	高齢者福祉費	98,582	1,527	6,000	2,518	9,475	79,062
	児童福祉総務費	10,607	1,396	7,000	1	236	1,974
	児童措置費	39,656	30,244			1,007	8,405
	保育所費	50,836	1,626		9,058	4,297	35,855
	児童福祉施設費	7,233	1,944		965	463	3,861
	小計	375,573	152,287	13,000	12,542	21,161	176,583
保健衛生	保健総務費	32,715	6			3,500	29,209
	健康推進費	24,061	597		1,609	2,339	19,516
	小計	56,776	603	0	1,609	5,839	48,725
合計		432,466	153,007	13,000	14,151	27,000	225,308

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。